

写

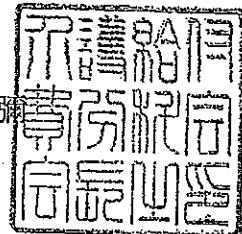
分介発第 0325001 号
平成 20 年 3 月 25 日

社会保障審議会

会長 貝塚 啓明 殿

介護給付費分科会

分科会長 大森 強



指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正について（報告）

平成 20 年 3 月 25 日厚生労働省発老第 0325001 号をもって社会保障審議会に諮問のあった標記について、当分科会は審議の結果、下記のとおり結論を得たので報告する。

記

諮問のとおり改正することを了承する。

なお、当該経過措置の延長に当たっては以下の措置を講ずるとともに、重度化対応加算等の実態について速やかに調査を行い、その結果を踏まえ、介護老人福祉施設等における重度化対応加算等のあり方について本年 9 月末までに結論を得るものとする。

- 各介護老人福祉施設等は、看護師の確保に向けた具体的な対策に取り組むとともに、引き続き看取りに関する研修の充実に努めること。
- 厚生労働省、都道府県及び関連諸団体は、各介護老人福祉施設等における看護師の確保に向けて引き続き支援策を講ずるとともに、各介護老人福祉施設等に対し看取りに関する啓発に努めること。